

# 告 示

## 埼玉県告示第五百六十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十六条の規定による処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開を行う。

令和三年四月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 聽聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
令和三年五月二十日午前十時〇〇分	有限会社プラウトヨシモト	由本俊昭	埼玉県川口市本町二丁目八番十四号

### 二 聽聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号  
職員会館B〇一サークル室